

関係書類は保護者等宛て発送済みです。

令和5年4月5日

令和5年度入学生（新1年生）の保護者等 各位

函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係

高等学校等就学支援金に係る申請の意向確認及び申請受付について（通知）

このことについて、下記のとおり、受給申請の意向確認及び申請受付を行います。

本手続きは、申請希望の有無に関わらず、新入学生全員にお手続きいただくものとなりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

（1）手続き期限

令和5年4月13日（木）

（2）申請の意向確認

別紙「申請の手順書」4～7ページを参照し、全員が「申請意向の有無」をご登録願います。

1) e-Shien（オンライン申請システム）にログイン（右記QRコード）

2) 申請希望の有無を登録（意向登録）

→申請の意向「なし」で登録した方は、以上でお手続き完了となります。

→申請の意向「あり」で登録した方は、下記（3）により受給申請願います。



（3）受給申請方法（申請の意向「あり」で登録した方のみ）

別紙「申請の手順書」8ページ以降を参照し、令和5年4月13日（木）までにオンラインにて受給申請願います。

（裏面あり）

(4) その他

令和5年度から、家計急変事由による申請区分が新設されました。主な概要は以下のとおりですが、当該区分による申請をご検討される方は、下記担当あて速やかに電話連絡等いただき、手続きの詳細についてご確認願います。

<制度概要>

家計急変事由による枠組みは、通常、前々年度所得により審査がなされますが（受給適用月が4月～6月に限る。受給適用月が7月～3月における申請の場合は、前年度所得により審査）、家計急変区分による申請により、前々年度又は前年度所得によらず、直近の収入状況に基づき、審査が行われる申請区分です。

なお、対象となる具体的な事由は以下のとおりです。

- 1) 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- 2) 自己の責めに帰することのできない理由による離職
 - ・会社都合の解雇
 - ・正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職等） ※雇用保険受給資格者証に記載された離職理由の一部のみが対象となります。
- 3) 被災により就労困難等となった場合など

※上記1)～3)のいずれかを満たし、かつ、保護者等の家計急変事由発生後の収入が約590万円未満相当になった場合に対象となる可能性があります。

※事由発生時期の範囲は、原則、令和2年1月以降のものが対象となりますが、申出月により取り扱いが異なるため、詳細は下記担当あてご確認願います。

※家計急変区分による申請の際には、当該事由を証明する公的書類（別途本校から指示）が必要となります。

※家計急変事由に該当する場合でも、この区分での申請の可否はご家庭でのご判断（任意）となります。

<配付資料>

- ・ログインID通知書 **HP上は添付省略**
- ・申請の手順書（別紙） **HP上は添付省略**
- ・制度概要リーフレット

(本件担当)

北海道函館市戸倉町14番1号
函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係
TEL:0138-59-6334

大切な
お知らせ

高校生の学びを支えます。

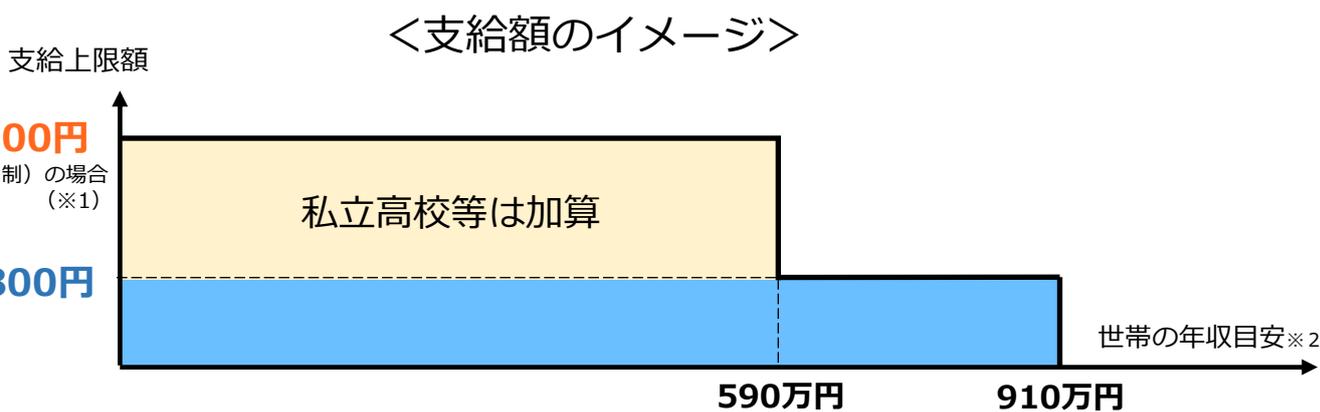
高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



お申込みについて

(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** → **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)
< **30万4,200円** → **支給額：11万8,800円**

※マイナポータル上での項目名
・課税所得額(課税標準額)
・市町村民税_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当
+
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

月額：33,000円
※公立高校等は
月額：9,900円

文部科学省家計急変
支援制度サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



お問合せについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

私立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

▽公立



▽私立

